

いいのかもしれませんが、Q4のような勝手気ままな遺言で、長年連れ添い、夫の財産形成にも協力した妻や子が全く財産を相続できず、生活が困窮するようではあまりに気の毒です。

そこで、民法は遺留分^{いりゆうぶん}という制度を設けて、妻や、子、直系尊属(父母や祖父母)が相続人になる場合は、遺言が残されていても、一定割合は相続できる権利を認めています(民法第1042条以下)。つまり遺留分^{いりゆうぶん}というのは、妻や子、直系尊属に保障された最低限の「取り分」です。

子や直系尊属がない場合、兄弟姉妹が相続人になりますが(民法第889条第1項第2号)、兄弟姉妹には遺留分は認められません(民法第1042条第1項)。

6.【How much 遺留分?】

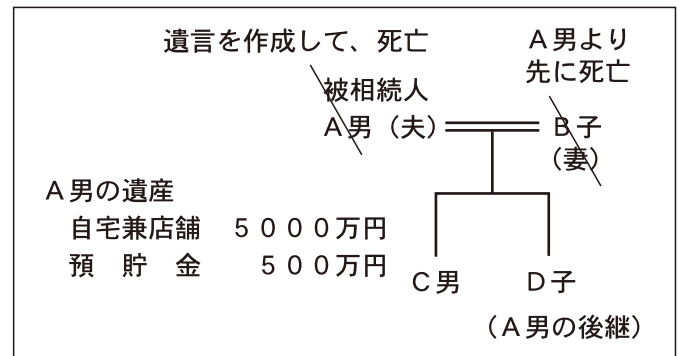
遺留分は、被相続人の死亡時点での財産に、贈与した財産を加え、債務を差し引いた後の価額(以下、遺産総額と言います)に対する次の割合です(民法第1042条第1項、第1043条第1項)。

- ①直系尊属のみが相続する場合は3分の1
- ②それ以外は2分の1

したがって、Q4のように妻と子が遺留分を主張する場合は、夫の遺産総額の2分の1が遺留分であり、妻の法定相続分も2分の1ですから(民法第900条第1号)、妻は遺産総額の4分の1については相続することができます。

Q4のように相続人が妻と子ども2人というケースでは、子ども1人の法定相続分は4分の1ですから(民法第900条第1号、第4号)、子2人も遺産総額の8分の1ずつは相続することができます。

Q5.長女に商売を継がせたい場合



A男はカバン屋を経営していました。

A男の長男、C男は東京の大学を卒業して銀行員になり、そのまま東京で就職し、東京で暮らしています。

A男の長女、D子は高校を卒業した後、A男のカバン屋を手伝ってきました。

A男の妻、B子は既に亡くなっており、A男所有の自宅兼店舗に、A男と、D子が同居しています。

A男は自分の亡き後、D子にカバン屋を継がせたいと考え自宅兼店舗をD子に、預貯金はC男に相続させる遺言を作成していました。

A男が死去し、その際に残した財産は、

自宅兼店舗	5000万円
預貯金	500万円

でした。

C男が遺留分を請求したら、D子は自宅兼店舗を引き渡すか、あるいは売却しておカネを分ける必要がありますか?

A. D子はおカネで清算できるように、相続法が改正されました。

— 説明 —

7.【遺留分減殺請求(従前の制度)】

Q5においてA男の遺産総額は5500万円です。したがって、子であるC男、D子には1375万円(遺産総額×法定相続分1/2×遺留分割割合1/2)の遺留分があります。